（生活環境の保全を目的とする法律）

第二条　法第十条第四項第二号ハ（法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

二　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）

四　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）

五　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）

六　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）

八　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）

九　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

（船級協会の登録の有効期間）

第三条　法第三十条第三項（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第四条　法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第五条　法第三十八条第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び独立行政法人海技教育機構とする。

2　法第三十八条第二項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定並びに附則第九条中国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）附則第五条の三に一項を加える改正規定、同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（相当確認船級協会の登録の有効期間）

第二条　法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令第三条の規定を準用する。

（外国相当確認船級協会の事務所等における検査に要する費用）

第三条　法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第四条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三五の二の項（一）中「規定する特定有害廃棄物等」の下に「（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二十四条第一項に規定する特定日本船舶であつて、その輸出につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条の規定を適用しないこととされたものを除く。）」を加える。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第五条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中第六十二号を第六十三号とし、第四十九号から第六十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十八条第一項及び附則第五条第六項

（国立大学法人法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日からこの政令の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五条第一項第四十九号の規定の適用については、同号中「第三十八条第一項及び附則第五条第六項」とあるのは、「附則第五条第六項」とする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第七条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百五十一　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第八条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「若しくは船舶保安規程の承認」を「、船舶保安規程の承認、有害物質一覧表等の確認若しくは特定日本船舶等の譲渡し等の承認」に改め、「確保」の下に「、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保」を加える。

（国土交通省組織令の一部改正）

第九条　国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

第十三条第十四号中「並びに」を「、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに」に改める。

第百四十三条第八号中「海洋汚染等」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。

第百四十七条第二号中「海洋・環境政策課」の下に「及び検査測度課」を加える。

第百五十条第六号中「及び」を「、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るもの及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

附則第五条の三に次の一項を加える。

2　海事局は、第十三条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関するかさどる。

附則第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（海事局海洋・環境政策課の所掌事務の特例）

第二十五条の三　海事局海洋・環境政策課は、第百四十三条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する基準の設定並びにこれに関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

附則第二十六条の次に次の一条を加える。

（海事局検査測度課の所掌事務の特例）

第二十六条の二　海事局検査測度課は、第百五十条各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務（海事局海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（環境省組織令の一部改正）

第十条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣臨時代理　国務大臣　吉川　貴盛
環境大臣　原田　義昭